



		被害直後～初期 (概ね1ヵ月程度)	中期～長期
被害者の状況	犯罪発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡</li> <li>死亡の届出</li> <li>葬儀</li> <li>各種保険・年金の異動届</li> <li>転居</li> <li>日常生活困難</li> </ul>	<p><b>【被害直後から発生する費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 葬儀費用(火葬場、式場使用料のみ):約120万円 (参考:「お葬式に関する全国調査」2020年/鎌倉新書/n=1,979)</li> <li>◆ 入院、手術、通院等治療に要する費用:平均1か月6.3万円、6か月15万円 (参考:平成27年度重傷病給付金支給裁定事案における平均額)</li> <li>◆ 転居費用 世帯2人9~23万円、単身5~13万円 (参考:「引越し定点調査」2020年/(株)エイチーム/単身n=25,139、世帯n=13,877)</li> <li>◆ 家事・育児・介護等に係るヘルパー費用:2時間5,000円~6,000円 (参考:京都府内3事業者の初回利用料(登録料含む)の平均額)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>傷害</li> <li>性被害</li> <li>重大事件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院・通院 → 休職・休学 → 転職・退職・退学</li> <li>処置・検査等</li> <li>転居</li> <li>通院</li> <li>過度な報道による二次被害等</li> </ul>	
給付金等		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 見舞金 &lt;市町村&gt; 裁定期間約1ヵ月程度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺族見舞金 30万円</li> <li>・ 傷害見舞金 10万円</li> <li>・ 京都市は生活困窮向けの生活資金として資力要件有り 一事件30万円</li> </ul> </li> <li>【ひとり親】 △ 母子父子寡婦福祉資金&lt;府&gt;(所得制限有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 犯罪被害者給付金 &lt;国(申請は地元警察)&gt; (参考:R3全国裁定期間平均9.3か月)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺族給付金 :犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額</li> <li>・ 重傷病給付金 :負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額</li> <li>・ 障害給付金 :犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額</li> </ul> </li> <li>▶ 犯罪被害者支援金支給事業 &lt;(公財)犯罪被害者支援基金(申請は地元警察)&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等で現に著しく困窮している人に支給 (参考:H28~R2年度の過去5年間の実績1件)</li> </ul> </li> </ul>
日常生活支援		<p>市町村等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日常生活支援(家事、介護、保育等利用に係る費用の給付等) &lt;京都市、久御山町&gt;</li> <li>▶ 公営住宅の短期使用(6ヵ月を限度) &lt;府&gt;</li> <li>▶ 公営住宅の優先入居 &lt;府、市町村&gt;</li> </ul> <p>【子育て】 △ 子育て援助 &lt;ファミリーサポートセンター(市町村)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校の送迎や一時預かり等を登録ボランティアに依頼。要事前登録 利用料:1時間あたり500~800円</li> <li>△ ショートステイ・トワイライトステイ事業 &lt;市町村&gt;</li> <li>・ 保護者が病気等の理由で、一時的に養育を必要とする場合に利用可能 利用料:日額5,400円まで</li> <li>△ 保育園等における未入園児一時預かり事業 &lt;子育てサポートセンター(保育所・私立幼稚園)&gt;</li> <li>・ おおむね3歳未満の子どもを家庭で育児されている保護者が年間2回利用可能 利用料:無料</li> </ul> <p>【ひとり親】 △ ひとり親家庭日常生活支援事業 &lt;保健所又は母子寡婦福祉連合会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者が病気、学校行事、就職活動等で生活援助や子育て支援が必要となったときに利用可能</li> <li>・ 要事前登録 利用料1時間あたり300円まで</li> </ul> <p>【高齢者】 △ 介護予防・生活支援サービス事業 &lt;市町村&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援認定等の高齢者を対象として、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供</li> </ul>	
医療・福祉サービス		<p>警察</p> <p>【安全の確保】 ▶ 一時避難場所に係る公費負担制度(最大7泊、1泊上限1万円) &lt;警察&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府警犯罪被害者心理カウンセラーによるカウンセリング。状況に応じて犯罪被害者支援センター、京都SARA、医療機関・カウンセリング機関へつなぐ</li> <li>・ 医療機関等への付添(被害直後~概ね3日)</li> <li>▶ 診療費、薬剤料、カウンセリング料を3回分まで支給 &lt;警察&gt;</li> <li>▶ 事件立証のために診断書の提出を求められた場合の初診料、診断書料を支給 &lt;警察&gt;</li> <li>▶ 性犯罪被害に遭った場合の初診料、診断書料、初回処置料、検査費用等を支給 &lt;警察&gt;</li> </ul> <p>京都犯罪被害者支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者本人との面接、公費負担の適否を判断 ▶ センター相談員による医療機関等への付き添い等</li> <li>▶ 支援センター紹介のカウンセリング機関におけるカウンセリング料は10回まで無料</li> </ul> <p>京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者本人との面接、公費負担の適否を判断 ▶ SARA支援員による医療機関への付き添い等</li> <li>▶ 京都SARA紹介のカウンセリング機関におけるカウンセリング料は10回まで無料</li> </ul> <p>市町村等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 精神医療費の一部助成(保険診療1回5,000円上限、1事件につき3回まで) &lt;京都市&gt;</li> <li>△ 高額療養費貸付制度 &lt;加入の健康保険&gt;</li> <li>・ 高額療養費が支給されるまでの間、8割相当額を無利子で貸付</li> <li>【女性】 △ 女性のためのカウンセリング &lt;京都府男女共同参画センターら京都&gt;</li> <li>【子ども】 △ 子ども、保護者へのカウンセリング &lt;府教育委員会、各市町村教育委員会&gt;</li> <li>【ひとり親】 △ ひとり親家庭医療費助成制度 &lt;市町村&gt;(所得制限有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 高額療養費制度 &lt;加入の健康保険&gt;</li> <li>・ 一般世帯の例:1月当たり80,100円+[総医療費の中で267,000円を超えた額の1%]</li> <li>△ 身体障害者手帳 &lt;府又は指定都市・中核市&gt;</li> <li>・ 身体障害者福祉法に定められた身体上の障害のある人が対象</li> <li>・ 様々な福祉サービス有(医療費の助成、税の優遇措置、公共施設利用料、公共料金の割引、手当の支給等)</li> <li>△ 精神障害者保健福祉手帳 &lt;府又は指定都市&gt;</li> <li>・ 精神障害により、長期にわたり日常・社会生活への制約がある人が対象。初診日から6か月以上経過が必要</li> <li>・ 様々な福祉サービス有(医療費の助成、税の優遇措置、公共施設利用料、公共料金の割引、手当の支給等)</li> <li>△ 重度心身障害児(者)医療費助成制度&lt;市町村&gt;(所得制限有)</li> <li>・ 重度の障害がある人が対象</li> <li>・ 診療費の自己負担なし(所得制限有)</li> <li>△ 自立支援医療(精神通院)制度 &lt;市町村&gt;</li> <li>・ 精神障害により通院治療を続ける必要がある人が対象</li> <li>・ 自己負担額は所得により上限額を設定</li> </ul>
経済的負担		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>葬儀費用は、遺族にとって直ちに必要となる大きな費用であるが、交通事故や労働災害に該当しない犯罪被害については補償がない。</u></li> <li>◆ <u>自宅が被害現場であったり、周囲の無理解により自宅に住み続けることが困難な状況になった場合に、転居費用が生じる。</u></li> <li>◆ 医療費においては、<u>保険診療外の費用(入院時の食事代、差額ベッド代、保険適用外の治療費や手術代、高度先進医療費、看護家族の交通費等)</u>が生じる。</li> <li>◆ 心身の被害や心理的外傷により、<u>従前の日常生活を送ることが困難になることから、家事・育児・介護等に関するサポートが必要となる。</u></li> <li>◆ <u>国の犯罪被害者給付金は、平均して9.3か月と裁定期間が長く、支給までかなりの時間を要する。</u>令和3年度の全国の支給裁定額平均は遺族給付金約665万円、重傷病給付金約27万円、障害給付金約366万円となっている。</li> </ul>	